

令和6年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和6年5月10日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榊	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川		勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足	寄	町	長	渡	辺	俊	一	君
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君		

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副	町	長	丸	山	晃	徳	君		
総	務	課	長	保	多	紀	江	君	
住	民	課	長	金	澤	眞	澄	君	
建	設	課	長	松	野		孝	君	
消	防	課	長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教	育	次	長	丸	山	一	人	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	横	田	晋	一	君		
事	務	局	次	長	鈴	木	研	司	君	
総	務	担	当	主	査	飯	野	真	有	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 報告承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 5～P 6＞
- 日程第 5 報告承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）＜P 6～P 8＞
- 日程第 6 報告第 9 号 専決処分の報告について〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 16 号）〕＜P 8＞
- 日程第 7 報告第 10 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約の変更について）＜P 8～P 9＞
- 日程第 8 報告第 11 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更について）＜P 9～P 10＞
- 日程第 9 議案第 37 号 小型動力ポンプ付積載車（中足寄 1 号）購入売買契約について＜P 10＞
- 日程第 10 議案第 38 号 足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 10～P 11＞
- 日程第 11 議案第 39 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 11～P 17＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和6年第2回足寄町議会臨時会を開会いたします。

町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第2回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

4月には20度を超える暖かい日があって、非常に暖かい4月だったのかなと思いますけれども、5月に入ってから何か非常に寒い日が続いております。

天気予報を見ますと、今日から暖かくなってくるということで、この後20度を超えるような日も続くようであります。

ただ、朝晩と日中の温度差、結構あるようでありますので、町民の皆様含めて、体調には十分注意していただければと考えております。

話変わりますけれども、4月24日の日に、民間組織であります人口戦略会議というところで、消滅可能性自治体ということで、何か報告があって公表がされました。4月25日の新聞報道等で、皆様もきっと御覧になったのかなと思っておりますけれども、10年前にも日本創成会議で、同様の消滅可能性自治体というのが公表されましたけれども、そのときは足寄町も消滅可能性自治体の中に入っておりました。今回の報告の中では、この足寄町はそこには入っていないと、外れたようであります。これも、これまで行ってきた子育て支援などの対策の効果が一定程度現れてきている、そういったことなのかなと考えているところであります。

しかしながら、人口減少は続いておりま

して、この4月末の人口が6,041人となっております。昨年の4月末の人口が6,273人ということで、比較しますとこの1年間で232人減少しているという状況となっております。

そういう状況からも、引き続き人口減少対策にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、専決処分に関する報告承認2件と専決処分の報告3件、議案といたしましては3件を予定しております。

御審議賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、6番高橋健一君、7番木村明雄君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 本日開催されました、第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日１日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第１号と報告承認第２号を即決で審議した後、報告第９号から報告第１１号までの報告を受けます。

次に、議案第３７号から議案第３９号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定

○議長（高橋秀樹君） 日程第２ 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間に決定いたしました。

◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第３ 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、２件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第２次エコチャレンジプランの策定について、御報告いたします。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関

する計画として市町村が策定することとされており、２０１７年度に策定した第１次エコチャレンジプランの後継計画として、本年３月末に別冊のとおり策定いたしました。

策定に当たっては、エネルギー使用量の多い施設を担当している役場職員２０名による作業部会を立ち上げ、検討を重ね、議論した内容は、足寄町地球温暖化対策推進協議会及び足寄町地球温暖化対策庁内委員会にも諮り、審議をしました。

計画の主な内容について申し上げます。

計画期間は、２０２４年度から２０３０年度までの７年間とし、中間年度の２０２７年度に内容の見直しを行うこととしています。

行政の事務事業に伴い、排出している温室効果ガスの削減目標は、基準となる２０１３年度の排出量６，６０１トンから、２０３０年度までに５１％削減し、３，２３４トンに減らすこととしております。

削減に向けた重点的取組ですが、ハード面としては、公共施設等のＬＥＤ照明化の促進、公用車更新時における電気自動車等への切替えを進めるほか、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入などについて検討を行います。

また、ソフト面では、職員の日常業務における省エネ、節電対策の徹底などを掲げており、今後、具体的な取組を進めてまいります。

なお、本年度中に、足寄町全域を対象とする地球温暖化対策の総合的な計画である、足寄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することとしており、来年度から始まる足寄町第７次総合計画とも整合性を図りながら、地域を挙げた地球温暖化対策に取り組んでまいりますので、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

次に、国における持続可能な地域医療提供体制を確立するための公立病院経営強化

ガイドラインに基づき、令和6年3月に、足寄町国民健康保健病院経営強化プランを別冊のとおり策定しましたので、御報告いたします。

国のガイドラインは、令和4年3月に策定されたもので、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師や看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点を持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、全国の公立病院に対して、令和5年度までの公立病院経営強化プラン策定を義務づけました。

足寄町国民健康保険病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療確保のため重要な役割が期待される中であって、医師や看護師等の医療従事者の慢性的な不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった急激な変化等を背景とする厳しい経営環境が続いている現状と、地域の実情を踏まえながら、経営強化プランの策定を進めてまいりました。

本プランは、国のガイドラインに基づき、役割・機能の最適化と連携の強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等の六つの視点に立って経営強化を進めていく内容となっております。

また、計画の期間については、令和6年度から令和9年度までの4年間としております。

策定にあたっては、足寄町国民健康保険病院経営強化プラン策定院内検討委員会のほか、足寄町国民健康保険病院経営改善検討委員会において、協議、検討を進めてまいりました。

このほど、各委員会での承認を受け、策定をいたしましたことから、病院ホーム

ページに掲載をしたほか、今後は広報あしよろによるダイジェスト版の公表なども行なってまいります。

将来にわたり、安心して住み続けるための持続的な医療提供のため、新たに策定した経営強化プランに沿った病院運営を着実に進め、町民の皆様が安心と信頼を持って受診していただけるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、2件の行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告承認第1号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長（丸山一人君） ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり、足寄町芽登における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和6年3月21日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

損害賠償の総額は227万950円でございます。

専決処分の理由につきましては、令和6年3月21日に相手方と示談が整うことになったことに伴い、速やかに賠償を行うため、損害賠償額の決定を行う必要が生じましたが、3月定例会が閉会した直後であり、議会を招集する時間的余裕がありません

んでしたので、専決処分をしたものでございます。

示談の内容については、2ページに添付しております、保険会社からの物損事故、示談解決の御案内に記載のとおりでございます。

今回、事故を起こしました公用車は、私事における使用を認めているため、通常の公用車が加入する保険は適用とならないため、民間の保険会社に加入しており、示談に至る経過も通常と異なっております。

2ページ右側を御覧ください。

事故の概要につきましては、本年1月24日、水曜日、午後1時40分頃、教育委員会事務局教育総務室に勤務する会計年度任用職員運転の公用車が、国道241号線を北西方向に走行中、紅葉橋を過ぎた3か所目のカーブに差し掛かった際に、アイスバーン状態の箇所ですべてコントロールを失い、中央線を越えて対向車線を走行中の大型バスに接触しました。その後、公用車は路肩の積雪に車両前部から刺さり込む形で停車しました。

バスは回送中であり、乗客はおらず、公用車には同乗者が2名おりましたが、この事故で双方の運転手及び同乗者に怪我はありませんでした。

事故の原因につきましては、会計年度任用職員が路面がアイスバーンであることを想定する意識が不十分であったためでございます。

過失割合につきましては、相手型の過失が0%、足寄町の過失が100%でございます。

3ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、御参照願います。

今後も職員に対しまして、このような事故が起きないように、車両運転時には最新の注意を払い、安全運転を心がけるよう指導してまいります。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申

し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（車両事故に対する損害賠償額を定めることについて）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書4ページを御覧願います。

ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

足寄町税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（第2号）及び関係政令が令和6年2月21日に改正され、同日に施行されることに伴い、令和6年能登半島地震災害の被害者の負担を軽減する措置が取られたこと、また、地方税法等の一部を改正する法律（第4号）及び関係政省令が令和6年6月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、足寄町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要し、会議を召集する時間的余裕がなかったため、令和6年4月1日付で専決処分したものでございます。

このたびの改正は、法律等の改正に合わせ、所要の規定の整備を行うものであるため、改正規定の朗読は省略させていただきますが、主要な改正点について、新旧対照表により御説明申し上げます。

11ページを御覧願います。

附則第5条の2の改正は、個人住民税において、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害に係る災害関連支出がある場合、納税義務者の選択により、本来令和6年度分の申告対象である雑損控除を、令和5年分の控除として適用できる特例を定めるものでございます。

12ページを御覧願います。

附則第7の5から附則第8条までの改正は、令和6年度の個人住民税につきまして、納税者、控除対象配偶者及び扶養親族1名につき1万円を軽減する定額減税が実施されることに伴い、個人住民税の税額控除等に関して定めるものでございます。

17ページを御覧願います。

附則第12条及び13条の改正は、令和6年度の評価替えに伴い、土地にかかる固定資産評価額の均衡化を図るため、負担調整措置の適用期限を令和6年度から令和8年度までに3年間延長するものでございます。

以上で、主要な改正点の御説明とさせていただきます。

8ページへお戻りください。

附則といたしまして、この条例は第1条第1号及び第2号を除き、令和6年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、令和5年度分までの固定資産税については、従前の例によるものといたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例

の一部を改正する条例)の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告第9号

○議長(高橋秀樹君) 日程第6 報告第9号専決処分の報告について〔令和5年度足寄町一般会計補正予算(第16号)〕の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、報告第9号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について、御説明させていただきます。

令和5年度末において、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税等の一般財源が確定し、基金繰入金を変更する予算の補正をする必要が生じたため、町長の専決処分事項の指定について、第2項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

令和5年度足寄町一般会計補正予算(第16号)を、別紙のとおり専決処分する。

専決処分をした内容について、御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算(第16号)。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億955万5,000円とするものでございます。

歳出の補正はございません。

歳入の主なものについて申し上げますの

で、24ページをお願いいたします。

第1款町税第1項町民税におきまして、個人および法人町民税を合わせて、284万2,000円計上いたしました。

第2款地方譲与税第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税を376万3,000円計上いたしました。

25ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金を1,803万5,000円減額いたしました。

第8款環境性能割交付金におきまして、環境性能割交付金を513万9,000円計上いたしました。

第11款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして、2,459万5,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第19款繰入金第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を2,224万6,000円減額いたしました。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これにて、報告を終わります。

◎ 報告第10号

○議長(高橋秀樹君) 日程第7 報告第10号専決処分の報告について(橋梁長寿命化修繕(上利別幌内橋)工事請負契約の変更について)の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長(保多紀江君) ただいま議題となりました、報告第10号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年4月5日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について御説明させていただきます

す。

令和5年11月1日開会の第4回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事について、令和5年第5回臨時会及び第4回定例会、令和6年第1回定例会において、契約変更の専決処分の報告をさせていただきましたが、このたび廃棄物の数量が確定するなど、設計内容の一部に変更が生じたことから、再度契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第19条の規定に基づくものでございます。

この条項は、発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更することについての規定となっております。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額7,493万2,000円を19万8,000円増額し、7,513万円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき、専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第11号専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更について）の件を議題としま

す。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第11号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

28ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年4月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について御説明させていただきます。

令和5年8月2日開会の第3回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事について、令和5年第4回臨時会及び令和6年第1回定例会において、契約変更の専決処分の報告をさせていただきましたが、このたび、構造物撤去の数量が確定するなど、設計内容の一部に変更が生じたことから、再度契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第19条の規定に基づくものでございます。

この条項は、発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更することについての規定となっております。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額6,169万9,000円を、18万7,000円増額し6,188万6,000円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき、専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第37号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第37号小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）購入売買契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第37号小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

令和6年4月25日、財務規則に基づき、指名競争入札に付した、小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）の購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）購入。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,695万円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一氏でございます。

納入期日につきましては、令和7年3月31日でございます。

30ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）購入売買契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第37号小型動力ポンプ付積載車（中足寄1号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第38号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書 3 1 ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第 3 8 号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中、令和 6 年 3 月 3 1 日を、令和 9 年 3 月 3 1 日に改めるものでございます。

このたびの改正は、減収補填制度を規定している省令のうち、令和 5 年度末にその期限が到来する省令が、令和 6 年 3 月 3 0 日に改正されたことに伴い、過疎地域の持続的支援に関する特別措置法第 2 4 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、適用期限が延長されたことから、足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用するものでございます。

同ページ右側に、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 8 号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 3 8 号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 9 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 1 1 議案第 3 9 号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書 3 2 ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和 6 年 3 月 3 0 日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、国民健康保険税の 5 割、2 割減額の判定所得基準及び国民健康保険税の後期高齢者支援金等分の賦課限度額が引き上げられたことに合わせまして、国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税負担の適正化を図るため、保険税率の改正を行うものでございます。

本町では、激変緩和措置や補助金の減少

により、令和3年度から北海道に納める納付金と保険税収の差が大きく、基金を取り崩して運営している状況にあり、北海道が示した標準税率に沿って昨年度に税率の見直しを行いました。コロナ禍に加え世界情勢への影響を受けた経済の低迷により、所得回復には至らず、算定方法の変更による道への納付金増、人口減等による被保険者の減少など、複合的な要因により、単年度収支の赤字に歯止めがかからず、令和5年度についても約4,000万円の基金取崩しを行う予定でございます。

本町の国保事業を健全かつ安定に運営していくためには、被保険者の負担感に配慮しながら、令和12年度からの保険料の統一に向けた道の運営方針に適切に対応していく必要があることから、段階的かつ計画的な税率改正を行うものでございます。

また、本条例につきまして、令和4年条例第10号及び令和5年条例第16号により、保険税率等の一部改正を行っていますが、地方税法第703条の4により、市町村の保険税の世帯別均等割について、特定世帯については基準額に2分の1を乗じて得た額、特定継続世帯については、基準額に4分の3を乗じて得た額と規定されているところ、令和4年及び令和5年の改正の中で、特定世帯及び特定継続世帯の世帯別平等割額について定める条例第5条第2号及び第3号、条例第7条の2第2号及び第3号の改正漏れが判明しましたことから、併せて改正を行うものです。

なお、令和4年度及び令和5年度の課税額につきましては、第5条第1号及び第7条の2第1号の基準額を課税システムに設定することにより自動計算されるため、地方税法に基づく税額で課税していたことから、今回の条例改正に伴う町民の皆様への追加徴収、還付等は発生しませんでしたが、今後におきましては十分な確認をし、再発に努めてまいります。

それでは、条例改正の内容について御説

明いたします。

改め文の朗読は省略させていただきます。33ページの新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

右側、改正後の規定を御覧願います。

第1条による改正は、令和4年度分の国民健康保健税について、第5条第1号及び第7条の2第1号の基準額がそれぞれ2万1,400円、7,100円と改定がされていたことから、特定世帯については2分の1を、特定継続世帯については4分の3を乗じて得た額とするものでございます。

34ページを御覧ください。

第2条による改正は、令和5年度分の国民健康保健税について、現行の基準額に、第1条による改正と同様に、特定世帯及び特定継続世帯について、額を改定するものでございます。

35ページを御覧ください。

3条による改正は、令和6年度分の国民健康保健税についての改正でございます。

第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げる改正をするものでございます。

第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の按分率を、第5条は、世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の按分率を、第7条の2は、世帯別平等割額について改定するものでございます。

第8条は、介護納付金等課税額に係る所得割の按分率を、第9条は、被保険者均等割の額を、36ページに移りまして、第9条の2は、世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第23条第1項の改正は、第2条の課税限度額を引用していることから、限度額の改正と、基礎課税分、後期高齢者支援金課税分の平等割、介護納付金課税分の均等割額、平等割を改正することで、7割、5割、2割軽減の軽減額が変わるため、その

額を第1号から、37ページ、第3号までそれぞれ改正するものでございます。

32ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定による改正後条例は令和4年4月1日より、第2条の規定による改正後条例は令和5年4月1日より、第3条の規定による改正後条例は令和6年4月1日より適用するものとし、令和3年度以前の国民健康保険税については従前の例によるものといたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 田利正文君。

○5番（田利正文君） 加入者の方は、これで保険税が上がるわけですね。

どのくらい上がるのか、大雑把に分かりやすく説明をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 世帯構成とか年齢構成によって、一概にこの額とは言えないのですが、概算でお答えいたします。

所得額から算出されるものですから、所得額で申し上げます。

所得額が200万円程度の方で4人世帯の方ですと、年額1万2,852円、所得額が300万円程度の方ですと、4人世帯で2万9,149円、世帯収入が400万円程度ですと、4人世帯で3万7,164円上がるということで試算しております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 私が一番知りたいところは、国保は無収入でも平等割、世帯

割払わなければなりませんよね。無収入の方、それから国民年金だけの方、あるいは国民年金満額もらえていない方ですとか、あるいは生活保護基準ぎりぎりのところで生活されている方にどのくらいの負担がかかるのかというのが、そこが一番気になる場所なんですけれども、これに関わる人数というか世帯数というか、大雑把で分かりますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 国民年金等を受給している方の世帯数でよろしかったですか。国民年金受給であっても、受給額によってそれぞれ差はあるかと思えますけれども、手持ちの資料でいきますと、所得が、比較的低所得の方が年金世帯というふうに解すると、43万円の世帯で、世帯数はそれぞれなのですが143世帯、72万円以下の世帯でいくと108世帯、100万円程度の世帯ですと70世帯になっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 世帯数は分かりました。

負担額はどのくらいになりますか。例えば、無収入の方であっても幾らかかるとありますよね。それから、今43万円と言っていましたけれども、所得で、143世帯、1人当たり幾らぐらいになるのか、大雑把でも結構です。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 所得が43万円以下の方ですと。

○議長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

住民課長 金澤眞澄君の答弁から始めます。

○住民課長（金澤眞澄君） 例としまして、加入者の収入が98万円でいきますと、所得が43万円と仮定しますと、上がる前の所得が年額1万9,200円程度なのですけれども、上がった後は2,000円程度増えまして、2万1,200円程度になる予定でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番 田利正文君。

○5番（田利正文君） 以前の一般質問でもちょっと話したことですけれども、国の決めたことですから、町がどうこうとできないというのはよく分かるのですけれども、低所得者の方の今の状況で、本当に大変だというのは分かるのだと思います。それを回避する方法はなかったのかという思いがしてならないものですから、その辺について多少議論されているのか、あるいは、検討したけどそれは無理だということになったのかというのを、もうちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 国保税の金額でありますけれども、国保税、やはり国民健康保険に入っていらっしゃる方達の中での費用負担ということになるわけなのですけれども、そういった中で、なるべく低所得の方に対して、負担が重たくなならないようにということでは検討はするわけありますけれども、なるだけそういう方向で検討はしているわけなのですけれども、やはり金額的には、全体的に引き上がっていくという状況にはなってきているというところであります。

この税額の改正だとかといったところでは、最終的には北海道と、今、都道府県の単一で、それぞれ道が、北海道でいけば北海道が保険者ということになってくるわけで、そのときに、税率も全道一律というような形に将来的にはなっていくというところで、やはり、町としてもそれに合わせる形でやっていかなければならないというこ

とになりますので、一辺にその、道の税率と一緒に合わせていくというのはなかなか難しいところがあるところで、そういったところを配慮しながら、税率の改正ですとかそういったものをしていくわけなのですけれども、どうしても全体的には金額的には引き上がっていくという状況で、なるだけ所得の低い方達の部分の負担が、なるべく重くならないようにという配慮をしつつ、どうしても、しかしながら上がっていくという状況でありますので、そこら辺は御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 収入のある方が、こういう状況なのだから我慢してくれというのは、それよく分かるのです。本当に大変なところをどうするのかというところを、やはり考える必要があるのではないかという気がしてしょうがないのです。

道で基準を示したら、それには全部従わなければならない、いずれなると言っていました。それまでの間、いろいろな取組を各自治体でばらつきがあってやっているのだと思うのですけれども、それがいつなのかお聞きしたいと思います。統一基準でびっしりやってしまうというのがいつなのかというのは。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 令和12年には統一をという形になっていまして、それに合わせるような形で、全体的に道に合わせていくということになります。

令和12年ですので、まだ少し時間がありますから、その間、町の中でも、足寄町の中で、その中身というのは多少の調整と言いますか、そういったことはできるわけなのですけれども、しかしながら、やはり最終的にはそこに到達していかなければならないということなのでいくと、ずっと抑えていて、いきなり令和12年になったときにぼんと上げるだとかという、これはやはり、

いずれにしても皆さん方は非常にきついだろうということです。

基金もまだ若干ありますけれども、先ほど課長からも説明していましたが、基金も取崩ししながら、なるべく上げないで、徐々に上げていって、最終的に令和12年には道の基準と同じような形にということで考えていまして、それまでずっと抑えて、基金だとかも使い切りながら抑えてということで行くと、統一しますよとなったときに、いきなり上がるというのは、やはりそれぞれの、どの所得の段階の方達も、一気に上がるというのは、やはりきついだろうなところなんです。

そういうことを考えながら、少しずつ、毎年改正をさせていただいて、最終的に統一するということに到達するような形で徐々に上げていくという、そういう形を足寄町としては取っていこうということで、確か去年も一昨年も少しずつ上げてということで、毎年少しずつ負担が増えていくところではありますけれども、そういう形で税率の改正をしていこうと考えているところでありまして、ある程度、一辺に上がらないという配慮をしながらということで考えているところでもあります。そういったところを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（進藤晴子君） 今の件で、令和12年に統一すると、全道統一という話は聞いておりまして、ただ、それを目標に少しずつ上げていくと、大変よく分かるのですが、ではその金額はどこを目標に、12年度に道がどのくらいを統一の税率にして、それを目標に少しずつ上げていく、その辺はもう決まっているのですか。何を目標に上げていっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 先ほど、道の示す標準税率に基づいて上げていきますというお話をしたのですが、単年、単年の税率は示されているのですが、令和12年にこれぐらいの額ですということについては、まだ示されておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 道の言わんとしているところも、世の中どう変わるかわからないというところで、金額決められないかもしれませんが、各町村は大変やりづらいというふうに捉えなくてははいけないということですね。

分かりました、ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

10番 進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 町の考えはよく分かったのですが、まず、第1条と第2条が抜けていて、町民に対しては、システムが稼働していたので、金額が変わっているので、今修正することはない、町民には迷惑をかけていないというお話でした。

国の方針で条例を変えていくというのは本当に大変で、どんどん変わってくるので、私も町議になってから、これをやるのは大変だろうないつも思っているのですが、今回の第1条、第2条が抜けていてというところ、それを流していいものなのかどうか、普通にあり得ることだよねと、私自身がですよ、流していいものなのか、それともそうではなくて、どこに問題があったようになってしまったのか、その辺を確認しなくてははいけないのかというのは、ちょっとさっき考えているところです。その辺を少し教えていただけますか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 第1条文、第2条文、令和4年、5年という部分で、基準額はきちんと改正をしたところなのですが、

2分の1、4分の3といったところの金額がきちんと直っていなかったと。

ただ、税のシステム的には、そこが2分の1だとか4分の3というようになっているというところで、税額は国と同じような形で、税額自体は変わって、徴収させていただいている金額は変わらないという。そこに今、条例の改正をしながら、そこに戻していくというか、納めていただいた税額に条例を合わせていくという、そういうような形になっている今回の改正なのかなと思っています。

これについては、基準額をきちんと変えて、ほかの部分の金額をきちんと変えていなかったという部分があるというところで、これについては、非常にこの税条例の改正って非常に難しく、見ていただいても分かるように非常に難解な改正になるわけで、そういうところで、第一法規ですとか、町の条例の改正だとかをやっているところのサポートなども受けながらやっているとありますが、なかなかそのこの全てにわたって、改正をきちんとできなくて間違えたというか、その部分を改正をできていなかったという状況があります。

そういった部分は、決してこれでいいのだということではなくて、今後そういう間違いのないように、国の地方税改正だとかというのはどこの町も皆やっているわけですから、そういったところでは間違いのないように、今後気をつけてやっていかなければならないと考えていますし、間違いの起こらないような方法というの、やはり考えていかなければならないのかなと思っています。

今回の間違いについては、適切な時期にきちんと条例改正をしていなかったというところでもありますけれども、幸いなことだという言い方はちょっと語弊があるかと思いますが、システム的にはきちんと動いていたというところで、町民の皆さん

には、納めていただいている税額には変わりがないというところで、その部分は迷惑かけなくてよかったなと思っていますけれども、しかしながら間違いについては、今後きちんと間違いのないようにしていかなければならないと思いますし、その部分のチェックをきちんとやらなければならないという部分と、そういうサポートを受けているようなところの指導などもきちんと受けながら、今後も条例改正、非常に難しい中身でありますけれども、全国どこでもやっている中身でありますので、間違いのないようにしていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番 田利正文君。

○5番（田利正文君） 今の質疑の中で、町の立ち場もよく分かります。国保の、私、前に一般質問でやりました、欠陥があるということもよく分かっていますけれども、反対討論させていただきます。

国民健康保険は、もともと自営業者や農業者などを主な対象と想定した保険制度でしたが、今ではサラリーマンの健康保険に加入していない非正規労働者やフリーランス、75歳未満の年金生活者などが加入者の多くを占めるようになり、雇用や労働、地域経済、産業構造の変化、人口の構成割合の変化などから、直接影響を受けます。

国保には、医療をより必要とする年齢層が多く加入しており、他の医療保険より医療費が高くなる傾向にあるにもかかわらず、負担能力は高くない高齢者層や無業者層が多いため、保険税が高くなるという現況にあります。

今、年金額が下げられ、物価高騰で家計が悲鳴を上げています。国民年金だけ、生活保護基準すれすれの収入で暮らしている世帯の生活は大変です。高い国保税を、せめて被用者保険並みにするために、国が1兆円をと全国知事会が要望しているように、国が50%負担していた頃に戻す必要があると考えます。

加入者が払えるかどうかという視点がないまま、必要な医療費を加入者に割り振るという仕組みを見直す必要があるということも述べて、反対討論としたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 賛成討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで討論を終わります。

これから、議案第39号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 起立多数です。

したがって、議案第39号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午後 0時02分 閉会

